

官報 號外

明治三十三年二月二日 金曜日

印 刷 局

○第十四回 衆議院議事速記録第十七號

明治三十三年二月一日(木曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第十六號 明治三十三年二月一日

午後一時開議

第一 汚物掃除法案(政府提出貴)

間接國稅犯則者處分法改正法律案(政府提出貴族院回付)

第二 汚物掃除法案(政府提出貴族院回付)

第三 質屋取締法中改正法律案(利光鶴松外)

裁判所設立及管轄區域變更ニ關スル法

第四 律案(西原清東外)

辯護士法中改正法律案(安藤龜太郎)

第六 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(栗原亮一外)

第七 蟲害地地租特別處分法案(板東勘五郎外)

第八 北海道水產稅則廢止法律案(長谷川純孝)

第九 殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案(機田和蔵外)

第十 重要物產同業組合法案(恒松隆慶外)

第十一 舊斗南藩士家祿處分法案(關信之介外)

第十二 外國商工業練習並視察ニ關スル建議案(井上角五郎外)

第十三 巴里萬國博覽會協賛費增加ノ建議案(恒松隆慶外十)

第十四 日本花蓮業補助建議案(井上角五郎外)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ報告ヲ致セマス

(書記朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル建議案左ノ如シ

香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案
提出者 林 喬君 藤 金 作君

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御諮詢トガアリマス、關直彦君ハ病氣ノタメ、明治三十二年勅令第三百七十七號承諾ヲ要ムルノ件ノ、審查委員ヲ辭任致シタキ旨申出テラレマシタガ、許シテ差支アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、此委員ハ議長ノ指名ヨリ成立シテ居リマスルカラ、議長ハ平岡萬次郎君ヲ指名致シマス、委員長ヨリ門司開港區域擴張及海峽航通ニ關スル建議案特別委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスルガ、許シマシテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、朝倉親爲君ラ豫算委員會ノ第二分科會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、是モ許シマシテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、野間五造君(二百五十二番) 鐵道敷設法ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、御許ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 野間五造君カラ鐵道敷設法中改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスルガ、是モ許シマシテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○石黒涵一郎君(五十番) 決算委員會ヲ開キタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 石黒涵一郎君カラ決算委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、是モ許シマシテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○大村和吉郎君(百九十七番) 唯今カラ開カレマスル鐵道敷設法中ノ委員會ヘ出席致シマシテ、去ル一十六日委員付託ニナリマシタ案ノ提出ノ理由ヲ述ベタク存ジマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 差支アリマセヌ

○山本幸彦君(三十二番) 豫算第二分科會ヲ開キタウゴザイマスカラ、退席ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 山本幸彦君カラ豫算委員會ノ第三分科會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、議事日程第一汚物掃除法案貴族院回付

○第一 汚物掃除法案(政府提出貴族院回付)

トシテ此著物ヲ取戻ス訴訟ヲ起セマセウカ、決シテ相手ヲ見附ケテ訴ヲ起

ルモノデナイ、之ヲ容易ニ發見スルノハ誰デアルカト云フト、警察署ガ發見スル、發見致シマシテモ發見スルノハ犯罪ノ證據ヲ蒐集スルト云フガ目的デ

アル、犯罪人ヲ罰スルト云フノガ目的デアルカラ、之ヲ被害者ニ直ニ通知スル義務ノアルモノデヤナイカラ、被害者ノ方ニ容易ニ分ルモノデナイ、サウ

スレバデス、被害者ノ分ラス何人ノ手ニ存在シテ居ルカ分ラスモノニ向テ、アルトカ云フコトガ分シテモ、此場合ニ急ニ押ヘル手續ハ何デアルカト云フト、所謂民事訴訟法ニ規定シテアル假處分ノ申請ヲスルヨリ致方ハナイ、所ガ

容易ニ私訴ヲ起シ得ベカラザルノミナラズ、假ニ或ハ大阪ニアルトカ長崎ニアルトカ云フコトガ分シテモ、此場合ニ急ニ押ヘル手續ハ何デアルカト云フト、所

謂民事訴訟法ニ規定シテアル假處分ノ申請ヲスルヨリ致方ハナイ、所ガソレハ容易ニ出來ルモノデハナイ、其間ニ兎惡ノ質屋ガアツテ、次ヘ賣リ又

次ヘ賣ルト云フヤウニ、段々轉報シテシマヘバ、遂ニ其所在ヲ失フト云フコトハ容易ノ話デ、今日マデ或ハ不幸ニシテ盜難ニ逢ウタ人ハ實歷アラウト思フ、

或ハ自ラ奪ハレズトモ新聞紙ヤ何ヤカデ、誰ガ盜マレタ物ヲ其手へ下戻ニナッタト云フコトハ、屢々見聞ニ觸レタコトニアラウト思フ、若シ本案ヲ全削致シ

マシク以上ハ、今後ハ必ず繁雜ナル訴訟ヲ起サネバ已ノ手ニ還ルモノデナク、此犯罪ノ訴訟セ屋、時機ヲ失シテ、到底已ノ手ニ戻ラヌト云フ考ヲ極メナケレバ此條ハ全削スルコトハ出來スト思ヒマス、デ之ガタメニデス、或ハ怪シイ質屋ハ便利ヲ得ルコトカモ知レヌガ、正當ノ質屋ハ此法條ガアツテモ身元ノ正

シキ者カラデナケレバ、質物ヲ取ラナイデ決シテ不便ヲ感シマセヌ、又多クノ便利ヲ増シマスマイカ、怪シイ質屋ハ之ガタメニ便利ヲ得ルコトガ多イカモ

知リマセヌケレドモ、之ガタメニ多數ノ良民ノ不幸ハ如何デアラウカ、此法案ハ利光君ハ毫モ公益ニ關シナイト云ハレタケレドモ、此點カラ考ヘル確

ニ公益ニ關スル結果ニナラウト思ヒマス、之ヲモ公益ニ關セズト云ハ、如

何ナル法律ガ公益ニ關シマセウ、勿論委員長ノ報告ノ中ニ第十五條ガ初ニアルデ、其條テ十分ダト云ハレマシタガ、是ハ此上十條ノ目的トハ全ク違テ、結局盜

難ヲ獎勵スル結果ニナラウト思ヒマス、故ニ此第十五條ノアルヲ以テ第十六條ヲ全

削シテモ、聊不便ガナイト云フコトヲ理由トシテ、本條ヲ全削スルハ失當ノ言葉デアルト私ハ考ヘル、即チ警察官ガ徵收シテ裁判ガ確定シタ以後ニ於テ、

單ニ警察官ガ犯罪ノ證據ヲ確ニ止メ置クダケノ手段デアル、殊ニ二十日以内ヨリ外其權能ヲ有シテ居ラナイ、故ニ此第十五條ノアルヲ以テ第十六條ヲ全

削シテモ、聊不便ガナイト云フコトヲ理由トシテ、本條ヲ全削スルハ失當ノ言葉デアルト私ハ考ヘル、即チ警察官ガ徵收シテ裁判ガ確定シタ以後ニ於テ、

二箇年ノ間是ハ私ガ盜マレタモノデゴザルト言フテ來ル者ガナカツタ場

合ニ官沒スルト云フコトハ、甚ダ不當デアラウ、何ノ理由デ没收スルカ、政

府ニ取上げル理由ガナイ、斯ノ如キ場合ニ於テハ、最初相當ノ金ヲ貸シテ質

テ被害者ノ知レナイ何人モ受取ニ來ナイモノハ、矢張元ト取上げタ質屋ハ還

御注意ニ相成ラヌカトモ思ヒマスル、其結果ハ存外不便ヲ諸君ガ受ケネバナラヌコトニ相成リマスルカラ、ドウカ私ノ修正案ニ御同意ヲ願ヒマス

〔賛成ト呼フ者多シ〕
〔賛成ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 定數ノ賛成ガアリマスカ
〔賛成ト呼フ者多シ〕

○山田喜之助君(十二番) 定規ノ賛成ガアルト認メマス
○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアリマスカ
〔賛成ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 少シ御待ナサイ、高木君カラ通告ガアリマス、高木正年君

(高木正年君演壇ニ登ル)

○高木正年君(百一十八番) 唯今本案ニ附キマンシテ、思ヒモ附カヌ反對ノ御演説ガゴザイマシタデス、望月君ハ或ハ法律家トシテハ左様ナ御論ガ起ルカ

モ知レマセヌガ、實際質屋營業ノ上ニ附イテ社會ノ下級ナル人ミノ便ヲ足ス最モ今日ノ時勢ニ於テ、是等ノ人ミノ調寶ナル所ノ一種ノ銀行ニ對シテデス、

實際ノ有様カラ餘程能ク考ヘテ見マセスト、寧ロ質屋ニ對シテ不利益ノ方ヨリモデス、所謂貧民ナル者ノ金融ノ上ニ附イテ、今日ノ如キ即チ十六條ヲ存スル以上ハ、如何ニモ質屋營業ト云フモノハ、或ル場合ニ於テハ頗ル危險ナ商

賣ニナッテ、實際此營業ノ成立ツコトハ出來ナイト云フコトガ、起ルカラモ知ラヌト恩フノデゴザイマス、ソレテ先年質屋條例ノ改正ノトキニモ、内務省ノ政府委員都筑君ガ、屢々此箇條ヲ削除スルコトニ附イテ反對ヲ表セラレタノデゴザイマスル故、不幸ニモ今日マデ箇條ハ存シテ居ルガ、當時政府ガ反對シテノハ全ク今日ノ如ク、所謂總テノ法律ノ完備シナイトキテアツカラ、或ハ此

場合ハ理由ガアツタモ知レナインゴザイマス、サリナガラ今日ノ如キ總テノ法律ガ稍々完成シタトキニ於テ、殊ニ此條ヲ質屋條例ノ十六條ヲ削ラレタノデ

イト云フ理由ハ、毫モ存シテ居ラヌノデゴザイマスル、唯今望月君ハ此箇條ノハ全ク今日ノ如ク、所謂盜賊ニ依リ其他ノ手段ニ依リ、詐欺セラレ若クハ盜

ガナカラタナラバ、所謂盜賊ニ依リ其他ノ手段ニ依リ、詐欺セラレ若クハ盜

レタ品物ガ、質屋ニ參フタトキハ、其被害者ニ對シテ此箇條ヲ削ラレタ以上ハ、決シテ其者ニ戻リ來ルコトガナイト云フ御論ニアツタノデス、成ル程私

訴ヲ起サネバ——正式ノ裁判ヲ起サネバ——申スマデモナイコトデアリマス、何故私共が強テ此十六條ヲ削ラネバナラス

カト申シマスルト、現在東京府下ニ於テ警視廳ガ實際ノ上ニ附イテ、此質屋

條例ノ制定以後ノ實業者ノ意見ヲ聞キ、實際ノ便宜上今日ハ東京府下ニ於テコソ餘リニ害ガナインゴザイマスルガ、若シ警察ナルモノガ不完全ニシテ、

唯徒ニ威權ヲ弄シ徒ニ搜索ノ上ニ附イテ注意ヲ與ヘナイトキニアツタナラバ、

何時デモ罪人ガ出ナクテモ不正品ト看做サレテ、其品物ノ戻ツテ來ナカツタコトガアルノデゴザイマス、戻ツテ來ナイコトガ萬ナシトスルモ、或ハ其戻ツテ來テモ其間ニアチラニ行キ、コチラニ行クト云フタメニ、質屋ト云フモノハ何時モ其價半分ニモナラヌモノガ戻ツテ來ルノデゴザイマス、一方

ハ被害者ノ利益ヲ保護セネバナラヌガ、一方ハ社會全般ノ利益ナルモノニ付イテ、是等ノ便利ナル營業ヲ保護シナケレバ、寧ロ多數ノ人ミニ不便ヲ

感せシムルト云フノヲ願ヒタクハ委員長ノ報告ニ反対セラル、人ハ、今一步ヲ御考ヲ願ヒタクト思フノデゴザイマス、今日ノ制度アモ強チシモ、此被害者が必シモ自分ノ者ノ盜レタノガ、何處ノ質屋ニ在ル何處ノ古著屋ニ在ルト云フコトハ、決シテ容易ク之ヲ知ルコトハ出來ナイノデゴザイマス、若シ今日ニ於テスラ出來ナイノデアルガ、此法條ヲ削フタトテモ其出來ナイ場合ハ、

同ジコトデアルノデス、警察官ガ注意ヲ爲シテ吳レ、親切ニ此間ニ於テ警察上ノ注意ヲ盡シテ吳レタナラバ、縱令其被害物ハ正式ノ裁判ヲ經ナケレバ良ツテ來ナイトスルニモセヨ、其物ノ何レニ在ルカト云フコトガ直チニ分フテ來ルノデアル、ソレデ十六條ガ殘シテ居ツタカラ、被害者ガ其間ニ附イテ利益ヲ保護スルコトノ出來ルト云フノハ間違ア、寧ロ此間ノ事情ハ警察官其者ガ親切ニ職務ヲ行フカ、所謂國民ノタメニ被害者ノタメニ、其利益ヲ保護スルト云フ所謂觀念ガナケレバ、此十六條ト云フモノハアシテモ、少モ實際ニ其利益ハ當然ラヌノデゴザイマス、其利益ヲアラシムコトガ出來ナイノデゴザリマス、若シ唯今委員長ニ反對セラレタ人ノ如ク、今日ノ事實ノ上ニ於テ各府縣ニ非常ナ害ヲ與ヘテ居ル所ノ各營業者ノ其者ガ此十六條ノタメニ、將來ハ其營業ヲ縮メテ遂ニキヤ知ラズ識ラズ、彼ノ本年議會ニ現レタ彼ノ高利貸ト云フヤウナモノ、營業ニ、總テノ金貸ガ變シテ來テ手堅キ所ノ質屋ト云フモノハ、却テナクナツテシマラテ、望月君ノ所謂性質ノ惡ルイ質屋ダケガ、或ハ残ルモ知レヌノデゴザイマス、ソレデ此條ヲ削ルノハ所謂最モ下級ナル生活ヲ爲ス人ニノタメニ、彼ノ高利貸ノ如キ害アル者ノ外ニ、一種便利ニシテ且ツ毫ヨ社会ニ害ノナイ所ノ質屋ノ存在ヲ認ムル方ガ却テ一般ノ上ニ附イテ、我社會ニ利益ヲ與フルモノナリト、斯様ニ斷言セネバナラヌノデゴザリマス、ソレ故ニ私ハ極簡短ニ十六條ヲ削リマシテモ、被害者ガソレガタメニヒドイ不都合ヲ見ルノデナクシテ、是ナラバ是等ノ小銀行ガ成立ガ出來ナクシテ、寧ロ社會ニ害ヲ與ヘル方ハ其響ノ大ナリト云フ意ヲ以テ、唯今ノ反対説ニ對シテ、尙ホ私ガ反対ヲ致シテ委員長ノ報告通、此案ノ當議場ヲ經過セント偏ニ望ムノデゴザリマス

(政府委員内務省參與官法學博士一木喜德郎君演壇ニ登ル)

○田口卯吉君(八十三番) チヨクト政府委員ニ質問シタイコトガゴザイマス、此十六條ニ「遺失物若ハ贓物ナルトキハ」ト云フ、此遺失物ナリ贓物ナリト断定スルモノハ、是ハ裁判所が斷定スルノデアルカ、ソレトモ警察官ガ是ハ遺失物ナリ贓物ナリト云フテ自ラ断定シテ、質屋カラ徵收スルノデアルカ、當局者ハドウ云フ風ニ此法律ヲ解釋シテ居リマスカ、其點ヲ一應質問致シタウゴザイマス

(政府委員内務省參與官法學博士一木喜德郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜德郎君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスルガ、質屋取締法ノ第十六條ニ於キマシテ、贓物又ハ遺失物トアリマスルハ、多クハ裁判ノ結果等テ分リマスルコトデアリマスガ、併シ必シモ裁判ノ結果ニ依ルト云フ譯デハアリマセヌ、警察官ニ於テ確ニ贓物ナリ遺失物ナリト認メテ居ル場合ニハ、徵收スルコトガ出來ルモノト解釋シテ居ルノデゴザイマス

○鮫島相政君(百六十一番) 政府委員ニ質問致シマスルガ、唯今ノ望月君ノ修正意見ニ對シテハ、政府ハ如何ナレ御考ヲ持テ居リマスカ

○政府委員(一木喜德郎君) 此先刻望月君ノ御說ハ至極御尤ナ御意見ト拜聽致シテ居リマシタノデ、唯今望月君ガ提出セラレマンシタ所ノ修正意見デゴザイマスレバ、政府ハ強テ反対ハシマセヌノデ

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○山田喜之助君(十二番) 議長——議長

○議長(片岡健吉君) 山田喜之助君、御質問デスカ

○山田喜之助君(十二番) 簡短ニ……

○議長(片岡健吉君) 「モウダメダ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御質問デナケレバモウ採決ニシヤウト思ヒマス

○山田喜之助君(十二番) 質問デハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) ソレテハ望月長夫君ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、尙ホ修正案ヲ朗讀致サセマス

(書記朗讀)

質屋取締法第十八條左ノ通改正ス

○議長(片岡健吉君) 第十六條「官沒スルコトヲ得」ヲ「被徵收者ニ還付スヘシ」ニ改ム

○議長(片岡健吉君) 望月長夫君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ詣ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、望月長夫君ノ修正説ニ決シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

質屋取締法中改正法律案

(恒松隆慶君「直チニ御開キニナルノデスカ」ト呼フ)

○田口卯吉君(八十三番) 此議事ハ御延シヲ願ヒタイ、サウ輕々ニスベキモノデハナイ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス——次ハ議事日程第

四裁判所設立及管轄區域變更ニ關ス法律案、第一讀會ノ續、委員長報告

第四裁判所設立及管轄區域變更ニ關ス法律案(西原清東君外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百八十八番) 裁判所設立及管轄區域變更ニ關ス法律案ノ特別委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此本案ハ最初四箇所ヲ増スト云フノ建議デゴザイマシタ、デ審議致シマシタ所デ、根室ノ沙那ト云フ所ニ今

一箇所ノ裁判所ヲ置クノ必要ガアルト認メマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ

其通一應決議ヲ致シマシタ、ソレデ一旦報告書ヲ回シマシタ所ガ、尙水審議ヲ盡サナイ所ガゴザイマスカラ、一旦報告書ヲ撤回致シマシテ、更ニ委員會ヲ開キマシタ、而シテ第二回ニ報告書呈シマシタ通、全會一致ヲ以テ決議ヲ致シマシタ、諸君モ御承知ノ如ク、北海道ノ地ハ土地ガ大變ニ廣クゴザイマシテ、裁判所ハ僅ニ置イテアル位ノコトデ、民法實施以來ハ總テ此訴訟事件ノミニ限ラズ、非訴訟事件ト雖モ裁判所ノ手ヲ經ナケレバナラヌコトニナシテ居リマス、然ルニモ拘ラズ一晝夜三晝夜ヲ經ナケレバ、裁判所ヘ達スルコトガ出來ナイト云フ不便ヲ來シテ居ルノアル、又内地ニ於キマシテモ、能登ノ飯田竝ニ佐世保ノ如キ、敢テ不便ト云フ程ノコトモゴザイマセヌケレドモ、

右申シマスル如ク裁判所ノ手ヲ經ナケレバナラヌト云フコトガ、事々物々來テ参リマシタ、ソレラニ是非置カナケレバナラヌト云フ必要ヲ感シマシタ、縱令此法案ハ元來政府ニ於キマシテモ、此法案ヲ提出致シタイト云フ程ノ考デアラムノアル、併ナガラ財政ノ都合モゴザリマシテ、ノア此法案が通過致シマレテモ、悉皆開廳ヲセラレルト云フ場合ニ至ラヌカモ知レマセヌガ、成ルベク此法案ノ決議ニ從フテ裁判所ヲ開設スルコトニ致シタイモノデアルト云フノ政府ノ希望モゴザリマスルシ、ドウカ諸君ニ於キマシテモ、全會一致ヲ以テ讀會省略デ御贊成アランコトヲ希望致シマス。

○恒松隆慶君(一百四十二番) 本案ハ北海道ニ於テ最モ適當ト思ヒマスカラ、唯今委員長が述べラレタ通、讀會ヲ省略モテ直チニ確定アランコトヲ希望シ

マス

(「贊成ヤ」ノ聲起ル)

(政府委員司法次官波多野敬直君演壇ニ登ル)

○政府委員(波多野敬直君) チヨット申シマスガ、唯今議題ニナツテ居リマス別表ノ處ニ、福岡ト札幌ノ間ニ「控訴院地方裁判所管轄國郡區町村トアリマスノハ衍文デゴザイマス、又室蘭ノ管轄ノ内ニ「勇別郡」トアリハ「勇拂郡」ノ印刷ノ誤デゴザイマス

○工藤行幹君(一百七十九番) 私ハ本案ノ裁判所ヲ置クト云フ、全體ノコトニ反對ト云フ譯デゴザリマセヌガ、此第六條ニ至リマシテ今ヤルコトノ出來ナイ法案ヲ拵ヘテ置クト云フコトハ、法律ト云フモノガ本議場ヲ通過シテ、又貴族院ヲ通過シタ以上ハ、法律ト爲ラナケレバナラナイ、法律ト爲レバ直グ行ハナケレバナラヌト云フコトハ、當然ト思ヒマス、然ルニ一方ニ定メ置キナガラ、一向期限モナク司法大臣之ヲ定ムト云フコトハ、誠ニ不都合ナコトデアル、總テ法律ヲ設ケルノハ、法律ヲ定メタナラバ直チニ行政官が行ハナケレバナラヌト云フコトハ、至當アラウト思ヒマス、畢竟之ヲ書イタノハ、或ハ今金ガナイ、金ガナケレバ政府ガヤルコトガ出来ヌ、一方ニハ法律ガアラムヤルコトガ出来ヌト云フ所ニ、關係ガアルカラムヲ得ズ茲ニ「ノ活路ヲ求メテ、司法大臣ガ之ヲ定ムルト云フヤウナコトニナツメラウト思ヒマス、斯ウ云フ如クデアルナラバ、是非ヤルナラバ此條項ガナケレバ無用デアル、ソレデナケレバ斯ウ云フヤウナ箇條ヲ置クノハ、甚ダ不穩當ト心得マス、畢竟絕對的ニ惡ルイト云フ譯デハナイガ、此後ニナツテヤレル譯ナラバ、斷然ヤルコトニシタイト思ヒマスカラ、是ハ否決スルコトニレタイ

○山内吉郎兵衛君(二百八十八番) チヨット申落シマシタカラ、此處デ申シテ置キマス、此別表ニ「控訴院地方裁判所管轄國郡區町村」ト云フノガ二ツゴザイマスガ、前ノ分ハ誤植デゴザイマスカラ御取消ヲ願フ、ソレカラ裏ノ方ニ往キマシテ函館ト云フコトガアリマス、其下ノ方ニ「勇別郡」トゴザイマスガ、アレハ「勇拂」ト云フノ誤デゴザイマスカラ、報告ニ漏レマシタカラチヨット申シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ロマスチヨット數ヘマスカラ立テ居テ下サイ

起立者 多數

(政府委員司法次官波多野敬直君演壇ニ登ル)

○政府委員(波多野敬直君) 御答致シマス、是ハ第一讀會ノトキニチヨット申上ゲマシタガ、政府ハ財政ノ都合ニ依リマシテ、先ノハ四箇所アゴザイマシタガ、其四箇所サヘモ二十三年度中ニ開廳スルコトガ、出來ヌカモ分リマセヌト云フコトヲ御答申シテ置キマシタ、ソレデ唯今ニ二箇所増シタデゴザイマス、

之ニ附キマシテモ三十二年度中ニ一時ニ開廳致スコトハ、出來ラレマセヌト思ヒマス、ソレカラ裁判所ハ一箇所ニ附キ、經常費ハ凡ソ二千七八百圓デゴザリマス

○工藤行幹君(二百七十九番) 私ハソレニ附イテ反対ノ意見ヲ述ベタ、極簡短デゴザリマスカラ、是カラ……

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、本案ハ確定ヲ致シマシタ、議事日程第五辯護士法中改正法律案、第一讀會ノ續 委員長報告、安藤龜太郎君 第五 辨護士法中改正法律案(安藤龜太郎君外一名提出)

第五 辨護士法中改正法律案(安藤龜太郎君演壇ニ登ル)

○安藤龜太郎君(二百八十一番) 辨護士法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、委員會ハ一月二十六日開キマシテ、本案ハ可決スベキセノト満場一致デアリマジアゴザイマス、而シテ當日司法次官モ出席サレマシテ政府ノ之ニ對スル意向ヲ聞キマシタ、所ガ政府モ之ニ同意サレマシタ譯アゴ

ザイマス、何卒本案ハ事理明白且ツ簡單ナルモノデゴザイマスカラシテ、讀會ヲ省略シテ速ニ確定ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 読會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ハ省略シテ、直チニ確定議ニ移ルコトニシマス、本案ハ委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

辯護士法中改正法律案

○伊藤徳三君(四十五番) 議長

○議長(片岡健吉君) 此案ニ附イテノ發言デスカ

○伊藤徳三君(四十五番) 土地收用法ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ

○議長(片岡健吉君) チヨット御待チナサイ、御異議ガナケレバ原案通決シマス

○伊藤徳三君(四十五番) 土地收用法ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ

○議長(片岡健吉君) 伊藤徳三君カラ土地收用案ノ委員會ヲ開キタウト云フ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、議事日程第六

○議長(片岡健吉君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シ

第六

法律案(栗原亮一君外一名提出)

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

明治三十年法律第十四號關稅定率法中左ノ通改正ス

附屬輸入稅表第二種五一ノ次ニ「五一」ノ「コープラ」ヲ加フ

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(早川龍介君演壇ニ登ル)

○伊藤徳三君(四十五番) フレデハ土地收用法ノ委員ノ方ハ、懲罰委員室ニ

御集リ下サイ

○早川龍介君(二百八十四番) 本案ハ栗原君カラ概要ヲ申サレル積デゴザイ

マンタガ、少シ都合ガ惡ルウゴザイマシテ私カラ申上ゲルコトニ致シマス、其前ニチヨット御断致シテ置キマスガ、諸君ノ御手許ニ回シテアリマスル此書類ノ番號デゴザイマス、五百十一號ノ次ニト云フコトガ書イテゴザイマス

ガ、之ハ何カ關稅ノ番號ニ依リマシテ、是ハ五百零五ト云フコトニ直シマセヌ

ト、少シ都合ガ惡ルイサウデゴザイマス、デチヨット之ヲ申上ゲテ置キマス、此法案ハ御承知ノ「コブラー」ト申シマスルモノ、輸入稅ヲ廢シタイト云フノ

デゴザイマス、此「コブラー」ト申シマスルモノハ、南洋ノ諸島デ出来マスル椰子ト申シマスモノ、實デゴザイマシテ、是ハ其是ガゴザイマセヌト石鹼ヲ造ルコトガ殆ド出來スト申シテ宜イ位ノモノデ、御承知ノ通石鹼ヲ製造致シテモ、是ハ普通ニ致シテ置キマスルマデノ間ガ、非常ニ時日ヲ要スルノデゴザイマシテ「コブラー」ノ油ヲ用ヒマスレバ即時製造ノ後僅ニ

第一讀會

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

二三日ニシテ、之ヲ販賣スルコトが出來ルヤウニナルノデ、極必要ナ材料デゴザイマス、而シマシテ全體此稅關ノ總テノ物品ハ、斯ウ云フヤウナ未製品ノ分ハ大抵五歩ノ輸入稅ニナッテ居ルノデゴザイマス、然ルニ是ハ「コブラ」ト申シマスモノヲ殊更ニ書キマセナンダタメニ、彼ノ雜種ノ中ニ這入りマシタダメニ、一割ニナツテ居ル、而シテ此收入金額ト申シマスルモノモ、僅ニ三四千圓ニ止リマシテ、多ク是ハ南洋諸島ヨリ取りマシテ、日本ニ輸入シテ參ルノデゴザイマス、ソコデ是ガ稅ノ高イタメニ、段々此原料ガ香港邊カラ這入シテ來マスヤウニナルノデ、誠ニ是ヲ使ヒマスル上ニ附イテハ少額デアリマスガ、石鹼ト申シマスル製造ノ上ニ大層ナ影響ヲ及スヤウニナツテ泰リマスカラ、抑、是等ハ未製品即デアリ、輸入ヲ致シテ居ル所ノ品物ガ、多數ノ金額ヲ製造スル所ノ一ノ重要ナル品物ニ屬シテ居リマスカラ、是非トモ之ハ無稅ニシメ方ガ工業發達ノ上ニ附イテモ大變利益テアリマセウト存ジマスデ、之ヲ期ノ如ク稅法ヲ修正致シテ、無稅ニシテ輸入スルコトヲ諸君ノ御贊同ヲ得タトイ云フ考テアリマス、極簡單ナモノノデゴザイマシテ、唯今政府委員ニモ略々御打合セラ致シマタ所ガ、些細ナモノノデアルシ、且ツ工業ヲ助ケルニナルカラ異存ナイト云フコトデゴザイマス、ア希ハタハ即決デ御決シ下サルコトガ宣シイト考ヘマス、併ナガラ聊ニテモ金額ニ關係スルト云フコトデゴザイマスレバ、乃至ハ委員ニ移シテ一應御調下スラテモ宣シウゴザイマスガ、希ハクハドウソ即決テ御通シ下サルコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ト呼フ者アリ

(「委員付託」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シマシテ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第一條 本條本法ハ明治三十二年中德島縣那賀郡立江村坂野村羽ノ浦村ニ於テ蟲蟲ノ害ヲ被リタル土地ニ適用ス

第二條 前條ノ土地ニシテ收穫皆無ナルモノニ限リ、明治三十二年分地租ヲ免除ス

第三條 前條ニ該當スル土地ノ地租延納年賦金ハ明治三十二年分ニ限リ之ヲ免除ス

第四條 本法ニ依リ被害取調中ハ其ノ地租徵收ヲ猶豫ス

第五條 本法ニ依リ地租ヲ免除セラルヘキ土地ニ付既ニ納メタル地租金ハ

之ヲ還付ス

第六條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第七條 本法ニ依リ處分ヲ受ケムトスル者ハ明治三十三年二月三十一日迄ニ收穫ノ皆無クリシ事實ヲ證明シ所轄稅務署ニ申請スヘン此ノ期限内ニ

第一讀會

蟲害地地租特別處分法案(板東勘)

五郎君外十三名提出)

蟲害地地租特別處分法案

第一條 本法ハ明治三十二年中德島縣那賀郡立江村坂野村羽ノ浦村ニ於テ

蟲蟲ノ害ヲ被リタル土地ニ適用ス

第二條 前條ノ土地ニシテ收穫皆無ナルモノニ限リ、明治三十二年分地租ヲ

免除ス

第三條 前條ニ該當スル土地ノ地租延納年賦金ハ明治三十二年分ニ限リ之ヲ

免除ス

第四條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第五條 本法ニ依リ處分ヲ受ケムトスル者ハ明治三十三年二月三十一日迄ニ收穫ノ皆無クリシ事實ヲ證明シ所轄稅務署ニ申請スヘン此ノ期限内ニ

申請セサル者ハ本法ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

附 則
本法ニ依リ免除シタル地租ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

○板東勘五郎君(九十七番) 諸君、本案ヲ提出致シマシタ 理由ニ附キマシテ、一言申述べヤウト考ヘマス、此法律案ハ不慮ノ災害ニ罹リマシテ、當時ノ收穫ノ皆無ニ歸シマシタルモノニ、被害當年ノ地租ヲ特別ニ免除スルノ精神ニ出デヌモノニアリマス、既ニ前年法律ト爲リマシテ、現ニ今實施致シテ居リマス、彼ノ水害地方地租特別免除法案ト同一ノモノニアリマシテ、且ツ其事實ハ彼ノ水害ヨリハ甚シキモノニアッテ、且ツ被害ノ性質モ一層ニ殘酷ナル種類ニ屬シテ居ル所ノモノニアリマス、三十二年ノ八月九月ノ交ニ於キマシテ、徳島縣下那賀郡ノ立江村ヲ中心トシテ、鄰村ノ坂野村羽ノ浦村此兩村ニ蔓延シテ、頗ル猖獗ヲ極メマシタ、抑々蟲害ナルモノハ、當局技師ノ語ル所ニ依リマスルト、酸化性螟蟲ト云フモノニアリマシテ、一箇年ニ三度薙殖化育スルモノニアリマシテ、害蟲中——螟蟲中最モ慘毒ニ屬スルモノニアリノデゴザイマス、從來九州地方ニ於キマシテハ此螟蟲ノ害ニ罹リマシタコトハ、往々アリマシタヤウニ承クテ居リマスガ、此立江村外二村ノ受ケタ被害ノ如キハ、實ニ未曾有ノモノニアリマシテ、僅カ數日ノ間ニ數百町ノ田地ハ、此蟲ノタメニ喰盡サレマシテ、恰モ一望涯ナキモノナズ、白浪ヲ湛ヘタル如キ悲景ヲ呈シタノニアリマス、其時ニ地方廳カラ農商務省ニ電報ヲ以テ技師ノ派遣ヲ請ヒ、農商務省カラハ直チニ技師ヲ派遣シテ、被害ノ實況竝ニ豫防驅除等ニ附キマシテ、災餘ノ村民ニ鞭シテ大ニ力ヲ盡シタノニアリマス、當時縣會郡會ヨリモ若干ノ驅除費ヲ出シマシテゴザイマス、殊ニ被害地ニ於キマシテハ、一万圓以上ノ驅除費ヲ豫算ヲ立て、斯ノ如キモノ、豫防ニ從事致シタノニアリマス、縱令一株ノモノト雖モ例ヘバ一把ノ藁ト雖モ、悉ク焚盡シテ大害ノ將來ニ遺ラヌコトニ努メタノニアリマス、尙此被害ノタメニ受ケタ所ノ損害——被害ノタメニ收穫ノ平年ヨリ減シタモノニ限リマシテ、被接直接ニ受ケタ被害ノ損害ト云フモノハ、凡ソ十万圓ニモ及ベマシテ、爲ニ害當年ノ地租ヲ免除スルノ法律ヲ制定シタイ考デアル、固ヨリ僅ノ金額デ、全村ノ生産力ハ蕩盡シテシマヒ、災餘ノ人民ハ實ニ其爲ス所ヲ知ラザル如キ悲境ニ陥シテシマヒ、誠ニ氣ノ毒ナ次第アルノニアリマス、故ニ此法律案ノ提出ヲ致シテ、是等ノ被害ノ收穫ノ皆無ニ歸シタモノニ限リマシテ、被害當トハ思ハレスノミナラズ、寧ロ國家ノ責務ニ屬スルコト、思フノニアリマス、現在此水害地租特別免除法案ニ依クテ、法律ノ恩典ニ浴シテ居ルモノハ、例ヘバ地租條例ニ依クテ荒地免租ノ處分ヲ受ケテ居ル者ガ、ソレニ漏レタ者ハ水害地租特別處分ノ恩典ニ浴スルコトガ出来ルノニアリマス、ソレカラ見レバ蟲害ノモノト雖モ、水害地租特別免除ト同ジクナケレバナラヌト思フ故ニ、此法律ヲ提出シタ譯アリマス、尤モ被害ノ當時ニ於キマシテ、地方ノ稅務署ノ吏員ハ實地ヲ調査シテ、或ハ被害地ノ段別ナリ、被害ノ歩通ナリ、又每持主ノ調査ヲモ致シテ居リマスタメニ、他日法律ト爲クテ實施スルトキニモ、決シテ其被害ノ事蹟ヲ調査スルノ困難ノ如キ、若クハ之ニ伴ウテ起ル

○板東勘五郎君(九十七番) 漢壇^{二登ル} 諸君、本案ヲ提出致シマシタ 理由ニ附キマシテ、一言申述べヤウト考ヘマス、此法律案ハ不慮ノ災害ニ罹リマシテ、當時ノ收穫ノ皆無ニ歸シマシタルモノニ、被害當年ノ地租ヲ特別ニ免除スルノ精神ニ出デタモノアリマス、既ニ前年法律ト爲リマシテ、現ニ今實施致シテ居リマス、彼ノ本害地方也且別例免余去泰ト司ノモノニアリマシテ、且ツ其

○板東勘五郎君（九十七番） 皆無ト云フ區域ガ、一村デ見ルカ一筆ト云フ區域テ見ルカト云フ御尋テスカ——ソレナラバ此立法ノ精神ハ、一筆デ見ル積

○橋元勣君(四十八番) 私モ質問ヲ致シタ一、是ハ三十二年中ニ於テ即チ蠶蟲ノ害ニ罹^ツタ所ノ田地ノ收穫ノ皆無ニ屬スルモノヲ免除シヤウト云フ法律デアリマス、成ル程慘害デアルト云フ事實ハ、無論發案者ノ言ハレル通デアリマセウ、併ナガラ此蟲害ト云フモノハ後ニ至^ツテ、之ヲ取調ベルト云フ途ハ到底ナイノデアル、水害ノ如キモノナレバ其田地ニ於テ、後トカラ是ガ害ニ罹^ツタカ罹^ツラナイカト云フ取調ヲスルコトガ出來マスガ、蟲害ニ至リマシ

テハ是ガ皆無ニアツタカ、若クハ幾分ノ收穫ヲ取り得ラレタカト云フ取調ヲ到底附ケルコトガ出來ナイ、左様ナ手續ハナインデアリマス、ソレヲ如何シテ取調ベルコトガ出來マスカト云フコトヲ一ツ御尋シタイ、今一ツ政府委員ニ問ヒタク、イト思フノハ、明治三十年デアリマシタカ、雲霞ト云フモノガ非常ニ全國ノ收穫ヲ減シタト云フ、非常ナ蟲害ニアツタ、其蟲害ノトキニ政府ハ如何

○板東勘五郎君（九十七番） 私ノ御尋ノ方カラ御答シマスガ、唯今ノハ水害ト云フモノト、蟲害ト云フモノニ對スル取調ノ證明ニ難易ガアルト云フ、御聞デゴザイマスガ、水害ト雖モ唯今ノ御尋ノ如キモノカラ推セバ、皆無ニアタカ、皆無デナカツタカヲ調ベルコトハ出來マセヌノデ、唯土地ニ水ガ入タカ、砂ガ入タカト云フコトハ調ベラレルガ、水ガ入タガタメニ皆無ニ

○ 恒松隆慶君(百四十三番) 本案ハ、既ニ提出者モ委員ニ付託シテ調査サレ
テ、先刻チヨット述ベマシタヤウニ、地方ノ役人ハ能ク事實ヲ調べテ毎段毎
筆ノ被害ヲ調べテ居ラテ、官吏ノ手ニ證據ガアリマス故ニ、實施ノ上ニ於テ
ハ唯今ノ御懸念ハナイト存ジマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託説ニ賛成ガアリマスカラ、採決致シマス、委
トハ委員會デスルガ宜イト思ヒマスカラ、委員付託ヲ希望致シマス
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

賈付託ニ御異議アリマセ又カ

○議長（片岡健吉君）　御異議ナケレバ其通決シマス、九名ノ特別委員ヲ議長
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

加指名シテ街異議アリマセヌカ
「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、次ハ議事日程第八北
海道水產稅則廢止法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、恵松隆
慶君

第八 北海道水產稅則廢止法律案(長谷場
純孝君外六名提出)

北海道水產稅則廢止法律案

第一講會

○議長(片岡健吉君) 其事ハ議長ヨリ委員長ニ申スコトニ致シマス、次ハ議事日程第九殖林ノダメ設定シタル地上權登記ニ關スル法律案、第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第九 殖林ノ爲設定シタル地上權豆記ニ關スル法律案(磯田和藏君外五名提出)

第一讀會

○ 恒松隆慶君(百四十三番) 唯今日程ニ登テ居ル 北海道水產稅廢止法律案、是ハ極ク簡單ナ事柄デ、北海道水產稅則ヲ廢止スルト云フノデゴザイマスガ、此北海道水產稅ハ諸君ガ御承知ノ如ク、維新以前ノ慣習ヲ襲踏シテ、其名ハ國稅デアルガ、實際ハ北海道一部ノ水產當業者ノ負擔ニ屬シメノデアリマス、誠ニ公平ナラヌ課稅デ、此事ハ既ニ當業者ガ免稅ヲ希望スルノミナラズ、免稅スペキモノナリト云フコトハ、近來宿題ニナツテ前議會ニ於テモ本會ハ免稅ト云フコトニナツタノデ、僅ニ貴族院テ幾分カノ修正ニナツテ、サウシテ成立シナカツタノハ遺憾トスル所デアリマス、抑々水產稅中ニ重ナルモノハ何カト云フト鮑杯デ、是ガ七八分ヲ占メテ居リマスガ、是ハ諸君ノ御承知ノ通肥料ニ充テルモノデ、水產稅ハ詰リ肥料稅ト云フ理窟ニナル、肥料ノコトハ海外輸出品デスラ免稅ニナツテ居ル、然ルニ内地產出ノ肥料ガ斯様ノ重稅ヲ課スルト云フハ甚ダ不當デアルト云フノデアル、此稅額ハ三十万ト云フコトデ、財政ニ取フテ是ダケヲ免稅スルト、當局者ハ同意ト云フコトガ出來難イト前會ニモ述ベラレタガ、議院ハ財源ヲ求ムルコト薄ク、無闇ニ金ヲ出シテ仕事ヲ好ムコトガ多イガ、併シ斯ノ如キ偏頗ナル、稅源ハ三十万前後デアルカラ、今日ノ國家經濟上カラ縱シ免除シタ所ガ、他ニ是ダケノ財源ヲ求メル途ハナイト云フコトモアルマイト考ヘマス、是ハ免ニ角此稅ヲ免除シテ北海道ノ拓殖事業ヲ擴張シテ、水產事業ヲ發達サシテ參リマスレバ、今日ヨリ進テ鮑ナリ其他ノ漁業ガ發達スルコトニナル、現在ノ所デハ免稅ドコロデハナイ、却テ所得稅ガ加フテ其當業者ハ困ツテ居ルト云フ有様デ、此事ニ附イテ詳シク申シタイコトモアリマスガ、前會ニハ本院ニ於テ可ナルモノト決シテモ、財源ニ關スルコトデアリマスカラ、即決下サレト云フコトハ希望致サヌ、ドウカ此場合委員ニ付託シテ十分ナル御調査アランコトヲ望ミ

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ特別委員ニ付託スルコトニ附イテハ御異議アリ
マセヌカ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議アリマセヌ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ 其通致シマス
○長谷場純孝君(二十番) 此場合チヨウト議長ニ申シテ置キタ一、此議會ノ
始ニ政府ハ曩ニ發布サレタ勅令、即チ議員選舉取締法ノ事後承諾ヲ求メラレ
タ、所ガ最早會期モ數十日ヲ經過シテ議會モ閉會ノ期近カントシテ居リマシ

第九 殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案
スル法律案 磯田和藏君外五名提出

伊豆七島ハ其ノ位置東京灣外ヲ環リ百有餘哩ノ間ニ點々相對シ各島ノ配置
彼ノ溫潮ノ中心ニ在リ水產物ノ豐饒實ニ無限ノ富庫ト稱スヘキモ如何セム
舊幕府ノ制度流囚ヲ謫スルノ地トシ船舶ノ航通ヲ制限シ從テ其ノ漁港モ
之カ修築ヲ企ツルヲ嫌ヒ爲ニ遠來ノ漁船風波ヲ避クルノ所ナク島民モ亦其
ノ身命ヲ小船ニ托スルノ危險甚シキニ因リ我カ國魚族ノ聚集他ニ類ヒナキ
島嶼ニ在ルモ未開ノ農作ニ偷安シ僅ニ其ノ薪材ヲ都會ニ齎ラス而已海島反
ツテ漁業以外ノ業務ニ衣食セル者多ク從テ現時ノ如キ島民ノ習慣ヲナセル
者ニシテ若一朝穀物ノ闕乏又ハ非常ノ災害ニ接スルアラムカ數萬ノ島民ヲ
盡シテ其ノ首ヲ斷ツト一般ノ慘状ヲ見ルナシト云フヘカラス故ニ各島ノ小
港ヲ修築シ其ノ漁港ヲ完全ニシ先ツ渔船ノ安全ヲ保證シ由リテ以テ產物豐
饒ヲ致スノ途ヲ開キ之ニ由リテ都會トノ航通ヲ頻繁ニシ齎ラスニ實業教育
ノ施設ヲ以テシ速ニ今日ノ窮體ヲ變シテ島民ノ生活ヲ饒ニセサルヘカラス
國防ノ整備單ニ戰艦ノ大ナル而已ヲ以テ盡セリト云フヘカラス若夫レ巨艦
ニ對シ小艦ヲ以テ其ノ進行ヲ躊躇セシメムカ一ニ國費ヲ減スルニ止マラス
其ノ節スル所ノ資ヲ以テ他ノ實業ニ益シ所謂不生產的ノ費用ヲ翻シテ國
富ヲ充實スルヲ得ヘシ抑モ伊豆七島ハ我カ帝都ノ前關タル東京灣外ニ散在
シ恰モ要塞タルヘキノ觀アリ故ヲ以テ八丈大島新島神津島各島ノ港灣ヲ
擴張シ之ヲ以テ水雷艇ノ小根據地ト爲スアラハ獨リ產物ノ收獲ヲ増シテ島
民ノ富源ヲ啓クニ止マラス國防整備ノ一端ヲ舉クルノ一徑捷タルヲ疑ハス
況ヤ漁港ノ修築ニ要ム所僅ニ年々一萬圓以内ノ少額ニシテ且其ノ經營ニ
四年間ニシテ完備スルニ於テオヤ今ヤ各島民ハ其ノ經畫ニ熱シ測量製圖
ニ從事シ居レリ由リテ本年度ニ於テハ其ノ最急ナルモノニ著手シ其ノ他ハ
ハ來三十四年度ヨリ順次之カ成效ヲ期セムトス

セ伊豆七島中其ノ慘狀ヲ極メ且之カ救濟ノ急務ヲ訴フルハ神津島ナリ該島
其客歲十二月二十六日不時ノ火災ニ際會シ全島殆ト燒燼シ之カ家屋ヲ建築
數ムトスルモ各自資金ノ求ムヘキナク漁具ノ焼失又食餉ヲ求ムルニ由ナク
カノ慘狀實ニ見ルニ忍ヒサル而已ナラス假令幾千ノ救助金ヲ受クルアルモ
產百ノ再築容易ナル能ハス現今ノ事態島民ニ生活ノ途ヲ與ヘムトセハ須ヘ
カラク該島ノ天然ニ形ツクレル港口ヲ修築シ島民ノ有スル漁船ヲ保護シ海
獲聚集ノ地ト爲スヘシ加フルニ該島ノ位置ハ七島中最魚族聚集ノ中心ナル
由故ニ千葉靜岡二縣ノ漁民ハ該島ノ港灣ヲ繫留地トシテ從來ニ倍スルノ捕
ヲ爲スヘキヲ以テ此等漁船ノ利益ハ其ノ碇泊地タル神津島ヲ饒ハスヘキニ

リ今回ノ災害ヲ機トシテ同島漁港ノ修築ヲ明治三十三年度中ニ速成セシメムコトヲ欲ス而シテ其ノ金額ハ大約七千五百圓ニシテ其ノ三分ノ一ハ從來同島ノ捕魚ヲ以テ業務トスル千葉靜岡二縣ノ漁業者ヨリ寄附スルノ約アルニ由リ裕ニ之ヲ支出スルヲ得ヘシ故ニ政府ニ於テ此ノ際右ノ總金額七千五百圓ニ對スル三分ノ二即チ全五千圓ヲ補助スルアラハ以上縷陳セルカ如ク該島ノ困厄ヲ救フニ止マラス且他ノ漁船ヲ利シ兼ネテ水雷艇ノ屯集ニ便シ國防上亦一勢力ヲ添ユルヲ得ヘキナリ

右建議ス

(磯田和藏君演壇ニ登ル)

○磯田和藏君(百五十一番) 諸君、私ハ植林ノタメ設定シタル地上權登記ニ關スル法律案ノ提出者ノ一人トシテ、聊其理由ヲ陳述致シタイト存ジマス、其理由ヲ陳述スル前ニ少シ印刷ニ誤ガアリマスルノテ、之ヲ訂正シテ置キタイト存ジマス、ソレハ此法案ノ第一項ノ中「二年内ニ限地上權者之ヲ申請スルコトヲ得」トアル、其地上權者ノ下ニ「ノミニテ」ト云フ四字ガ脱シテ居ル、之ヲ加ヘテ置カナケレバナラヌノアリマス、ソレカラ理由書ノ第五行目ノ「立木所有者即チ地上權者ト關係地主」トアル、其地上權者ノ下ニ矢張「ノミニテ」ノ四字ヲ入レルノアリマス、此法案ノ趣意ヲ概括シテ言ハバ、植林ノタメニ設定シタル地上權ノ登記ハ、其地上權者ニシテ其有シテ居ル所ノ權利ノ事實ヲ證明スルニ足ルベキモノデアリマスナラバ、地上權者ノミ一方カラシテ、本法施行ノ日ヨリ一箇年内ニ登記ヲ申請スルコトガ出來ルト云フ趣意ナノデゴザイマス、此植林ノタメ設定シタル地上權ト云フモノハ、全國一般ニ行レテ居リマスルカト云ヘハ、決シテサウテハナイノデス(「簡短」ト呼フ者アリ)或ル地方ニ限テ行レテ居ル、私共ガ取調べタ所ニ依リマスト、奈良縣ヲ始トシテ、高知縣、德島縣、鳥取縣、三重靜岡等ノ各縣ニ是ガ行レト云フ趣意ナノデゴザイマス、ソレテ此地上權ニ附キマシテハ、一般ノ地上權ト違ヒマシテ、特殊ノ慣行ガアルノデゴザイマス、先づ各縣トモ取調べマシタ所ト、奈良縣ヲ始トシテ、高知縣、德島縣、鳥取縣、三重靜岡等ノ各縣ニ是ガ行レテ居ルノデゴザイマス、ソレハ此奈良縣ニ行レテ居ル所ノ習慣ヲ少シク御話申シタイト思フノデゴザイマス、普通一般ノ例ニ依リマスレバ、山林ノ所有者ト云フモノハ、土地モ立木モ併テ所有シテ居ルノガ普通ノ例ナノデス、所ガ我奈良縣ヲ始メトシマシテ其他ノ四五縣ニ於キマシテハ、立木ノ所有者ト土地ノ所有者トガ全ク異クテ居ルノデ、ソレデ例ヘテ言ヒマスレバ、土地ノ所有者ハ他人ニ向テ土地ノ使用權ヲ許シテ居ル、サウシマシテ一方ノ者ハ又他人ノ土地ヲ使用シテカラニ、ソレニ立木ヲ植付ケテ居ルト、斯ウ云フコトニナルガ、最モ古ク行レテ居ルノデハ、吉野郡デゴザイマス、吉野郡ハ奈良縣全管轄ノ六分以上ヲ占メテ居リマスルガ、全部到ル處此植林事業ニ依テ生活ヲ致シテ居ル所デゴザイマス、サウシテ總テ全般ニ瓦タテ前來申シマスルガ如キ習慣ガ行レテ居ルノデゴザイマス(「簡短」ト呼フ者アリ)然ル處が此民

法ニ於テカラニ、始テ地上權ト云フモノヲ認メラレタ、所謂民法ニ認メラレタスルコトガ出来ナイト云フ規定ニナラテ居リマス、デ此第三十七條ヲ御参考ノタメニ讀ミマスルガ(「簡短」ト呼フ者アリ)民法施行法ノ三十七條ニハ斯ウナツテ居ルノデス、民法又ハ不動產登記法ノ規定ニ依リ登記スペキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベカリシモノト雖モ、民法ノ施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニアラザレバ、之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトガ出来ヌ、斯ウ云フコトニナラテ居ルノデス、所ガ曩ニ申シマス如ク、民法及民法施行法ノ實施期ハ明治三十一年ノ七月十六日ニナラテ居ル、之ニ附屬スル所ノ登記法ノ實施期ハ、明治三十二年八月十六日ニナラテ居ル、此間相距ルコトガ十一箇月ニナラテ居リマス、ソレデ此民法施行法ニ於テ、地上權登記ニ關シテ、一箇年ノ猶豫ヲ與ヘラレテ居ルニモ拘ラズ、其實ハ一箇月ノ猶豫ヨリナイコトニナラテ居ル、所ガ此植林ノタメ設定シタル地上權ト云フモノハ、奈良縣ニ於キマシテ取調べテ見マスレバ、數十萬件ニ涉テ居ル、其數十万件ノモノガ僅ニ一箇月ノ間ニ登記ヲスルト云フコトハ到底出來ナイ話デアリマス(「分リマシタ」ト呼フ者アリ)所ガデス、サウ云フ次第デアリマスカラシテ、此實施期間中ニ——法律上與ヘラレタル所ノ期間中ニ登記ヲシタ者ト云フモノハ、極少數ニシテ殆ド同一ト云フテモ宜シイノデス、多クアルノデゴザイマス(「簡短」ト呼フ者アリ)デ之ヲ救濟スルニハテス、之ヲ救濟スルニハドウシテモ其登記ノ期間ヲ延長シナケレバナラヌ必要ガアルノデゴザイマス、故ニ此法案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、ソレカラシテ此特別ノ習慣ノアルコト等ニ附イテハ餘程取調ヲ致シタコトデゴザイマスカラシテ、詳細ニ陳述致シタトイ思ヒマスルケレドモ、簡短ト云フ御注意モアリマスカラシテ、何レ本案ハ特別委員會ニ付セラレテ、十分ノ審議ニナルコト考ヘマスルカラ、ソレハ委員會ニ於キマシテ、十分ニ御闘争受ケマスルコトニ致シマス、右様ノ次第デアリマスカラ、ドウカ満場ノ諸君ニ於キマシテモ、御賛成アランコトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君(百四十三番) ドウカ本案ハ議長ノ指名デ九名ノ委員ニ付託サレントヲ望ミマス、提出者ノ演説ノ足ラザル所ハ十分ニ委員會デ述べテ、此案ノ通過アランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君ヨリ委員付託ノ動議ガ出マシガ、恒松隆慶君ノ動議ノ通御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、チヨト此際御詰致スコトガゴザイマス、多田作兵衛君ハ病氣ニ附キ、議員瀆職法案ノ委員ヲ辭任シタキ旨ヲ申出ラレマシタガ、許シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長（片岡健吉君）御異議ガナケレバ許スコトニ致シマシテ、是ハ議長ノ指名ヨリ成立タル委員ニアリマスカラ、議長ハ伊藤徳三君ヲ指名致シマス——議事日程ノ第十重要物產同業組合法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十 重要物產同業組合法案（恆松隆慶外五名提出）

第一讀會

第十條 同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ検査規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ検査スルコトヲ得
同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得

第十一條 同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算並徵收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
經費ノ決算及業務成績ハ毎年少くトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ

重要物産同業組合法案

トヲ得
重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル

第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ
増進スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 同業組合ヲ設置セムトスルトキハ豫メ地區ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分之二以上、同意ヲ得テ別立總會ヲ開キ、主次ヲ議定シ農商務大臣

ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置せムトスルト
業者三分ハ二種以上ノ同意を得テ創立組合不開キ定義ニ講定シ農商務大臣

**第四條 同業組合設置ノ地區内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組
キハ各種營業每三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス**

合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必
要ナシト認ムレバハ比ニ良ニ在ラバ

第五條 同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル爲同業組合聯

合會ヲ設置スルコトヲ得
同業組合聯合會ヲ設置セムトスルトキハ其ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定

第六章 同業組合連合會、法八、トス
シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六節 同業組合及同業結合聯合會ハ法人ニ
同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ變更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從セ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 同業組合及同業組合聯合會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

副組長若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル司業組合ノ組合員中ヨリ之ヲ選舉シ農商務大臣ノ認可ヲ受タル

コトヲ要ス

第六條
社長ノ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任

副組長ハ、組長ノ事務ヲ輔佐シ、組長故障アルトキ之ヲ代理ス。評議員ハ、組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ状況ヲ監査スルモノトス。

副組長及評議員ハ定款ノ規定ニ依リ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌ス
ルコトヲ得
組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス

第十條 同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ検査規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ検査スルコトヲ得
同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ關スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得
第十一條 同業組合及同業組合聯合會ノ經費ノ豫算竝徵收法ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
經費ノ決算及業務成績ハ毎年少クトモ一回組合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ
第十二條 同業組合及同業組合聯合會ハ其ノ事務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ諮詢アルトキハ答申スヘシ
第十三條 同業組合及同業組合聯合會ハ農商務大臣又ハ地方長官ノ命シタル官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス又其ノ質問ニ對シ確實ニ答辯スヘキモノトス
第十四條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得
農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ地區ノ範圍、營業ノ種類又ハ定款ノ變更ヲ命スルコトヲ得
第十五條 同業組合若ハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
一 同業組合若ハ同業組合聯合會ノ解散又ハ其ノ業務ノ停止
二 役員ノ解職
三 決議ノ取消
第十六條 同業組合若ハ同業組合聯合會解散ヲ爲サムルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第十七條 地方長官ハ其ノ管内ニ於ケル同業組合及同業組合聯合會ヲ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ノ處分ヲ請フヘシ
第十八條 農商務大臣ハ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其ノ職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得
第十九條 第四條第十三條ノ規定ニ違背シタル者ハ二圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス
前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス
第二十條 同業組合又ハ同業組合聯合會ノ證票若ハ検査證ヲ營業品ニ偽りテ附シタル者又ハ偽造、變造ノ證票若ハ検査證ヲ營業品ニ附シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
附 則
第二十一條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
重要輸出品同業組合法ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第二十二條 重要輸出品同業組合法ニ依リテ設立シタル組合及聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス
○恵松隆慶君(百四十二番) 極簡短ニ此席カラ申レマス、本案ハ茲ニ提出致シマンダガ、曩ニ重要輸出品同業組合法中改正法律案ナルモノヲ提出シテ、既ニ委員ニ付託ニナッテ居リマスガ、其案中デハ第一名稱ヲ更ヘル、ソレカ

ハ會期切迫ノタメ、遂ニ本議ニ掛ルノ場合ニ至ラズシテ終シタ次第テコサイマス、而シテ本案ハ誠ニ單純ナルモノアリマシテ、諸君モ御承知ノ如ク、舊會

○議長（片岡健吉君） 御異議がなければ其通りシマス。 議長君
商工業練習員並視察ニ關スル建議案委員長報告——井上角五郎君

第一二 外國商工業練習

(井上角五郎提出)

(委員長報告)

與ヘラレタ次第ゴザイマス、是ト同時ニ同藩士ト云フモノハ各藩ニ御預ケニナリマシテ、謹慎ヲ命ゼラレテ居リマシタノモ同時ニ解ケマシテ、而シテ其藩士四千九百名ト云フモノハ、知藩事ニ引渡シニナツタノデゴザイマス、而シテソレト同時ニ此舊斗南藩ノ士族ノ階級ト云フモノヲ定ムベキ筈ニアリマスケレドモ、其階級の定ムルコトハ他日ニ譲リマシテ、此士族一名ニ對

又其他ニ開墾地ヲ三十石若クハ五十石ヲ與フルコトニ致サレマシタノデゴザイマス、而シテ明治三年ノ九月ニ藩制施行後、即チ明治六年ノ三月二十五日マデハ、此四人口即チ四人扶持ノ家祿ヲ會津藩即チ改メ斗南藩士ニ下サッタコトニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ青森縣ハ故ナク六年二月二十五日限り廢シマシタノデゴザイマスガ、固ヨリ斗南藩ヲ設ケラレルト同時ニ、斗南藩士ニ與ヘマシタ所ノ四人口ノ扶持米、即チ家祿ヲ終世今日ノ政府ニ於テ故ナク剝クト云フノハ甚ダ其當ヲ得ナイモノト認メマシタガ故ニ、此扶持米即チ四人扶持ニ該當致シマスル所ノ家祿ヲ斗南藩士ニ與ヘラレタイト云フ法案デゴザイマシテ、此コトハ少モ現政府ニ於テハ反對致スペキ理由ノナニコト、考ヘテ居リマシタ所ガ、昨年此本案ヲ提出致シマシタ場合ニ、政府ノ反對致シマシタ所ヲ以テ見マスルト、此家祿ニハ少シモ關係ヲ致シマセヌ所ノモノデ、即チ北海道ノ移住費及開拓費トシテ吳レタモノ、又斗南藩ヘ一時移住費等トシテ吳レタモノ、ソレ等ヲ以テ此扶持米ハ既ニ打切りニナツタモノト云フコトデゴザイマスケレドモ、是ハ全ク政府ガ謂ハレナク口實ヲ設ケテ、本案ノ成立ヲ拒ムモノデゴザイマシテ、右等ハ少モ家祿ニ關係ノナイモノデゴザイマスカラ、尙ホ此事ニ附キマシテハ當時ノ藩廳及青森縣等ノ達ガアリマシテ、既ニ現政府ガ家祿ト認メ、而モ藩制施行後三箇年ノ間與ヘツ、アタクタ證據モ歴然トシテアリマス、本案ハ財政ニモ關係致シマス問題デゴザイマスカラ、到底即決ヲ望ムコトハ出來ナイ之ヲ委員會ニ付シタ場合ハ、委員會ニ向ツテ數多ノ證據ヲ舉ゲテ、而シテ政府ガ拒ム理由ガナイト云フコトヲタゞ明致シマス積デゴザイマスカラ、滿場一致ヲ以テ委員付託ノコトニ御賛成アランコトヲ希望致シマス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)
○政府委員(松尾臣善君) 唯今議題ニナリマシタ舊斗南藩士家祿處分法、此
法案ニ依リマスルト、斗南藩士ニ列シタル者ノ永世祿トゴザイマス、是ハ舊
斗南藩ノ士族ハ祿ト云フモノハゴザイマセヌノデゴザイマス、故ニ祿ヲ固ヨ
リ持ッテ居ラヌ者ニ、祿處分ヲスルト云フコトハナシ能ハヌコトデゴザイマ
スカラ、政府ハ之ニハ同意ヲ致シ兼マス、故ニ一言反対ノ意味ヲ申上ゲテ置
キマス
○議長(片岡健吉君) 本案ハ提出者カラ、委員ニ付シテ貰ヒタイト云フコト
ヲ言ハレタノデアリマスガ、是ハ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シマシテ、
御異議ハアリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 街異議が大ケレバ其通致シマス 論事曰程ノ十二 外國商工業練習暨視察ニ關スル建議案委員長報告——井上角五郎君
第十二 外國商工業練習暨視察ニ關スル建議案
(井上角五郎君提出)
(井上角五郎君演壇ニ登ル)
○井上角五郎君(百八十四番) 外國商工業練習暨視察ニ關スル建議案、此案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、此案ヲ提出致シマシタ當時ニ於キマシテ、ドレモ是モソレヘン、委員付託ニシヤウト云フコトノ發議ガゴザイマシテ、其様ニシテ委員ニ付託セラレタモノデアルカラ、提出者ガ、提出書ノ理由ヲ述ベルコトガ出来マセヌデシタ、要スルニ先年各地商業會議所カラ決議ヲシ、尙ホ進テ聯合會議所ガ聯合會ノ議決ヲ以テ此議會ニ度々請願シ、其請願ノ意味ヲ以テ昨年此議會ニ建議ヲ致シマシタ、即チ外國ヘ練習生ヲ派遣シテ海外ノ商工業ヲ習ハセタイ、サウシテ習フテ歸ツタ者ヲシテ此内地ノ商工業ヲ進メサセタイ、留學生ヲ招ヘタイト云フ建議ヲ致シマシタ、其時此院ノ委員會テハ練習生即チ生徒ノ派遣ヲ招ヘルノハ宜シイガ、併テ海外ノ視察ヲサセタラ宜カラウト云フコトカラ、視察ヲサセルト云フ意味ヲ附加ヘテ、本案ヲ議決ニナリマシタ、然ルニ其後農商務省ハ即チ本豫算ヲ以テ此議會ニ要求スルニハ、如何ナルコレシタカト云アト、之ヲ詳シク申シマスト長クナリマスガ、委員會モ満場一致ニナシタコトデゴザイマスカラ、詳クハ申シマセヌ、即チ吾々ハ昨年建議シテ云フニハ、本年ノ派遣ノ生徒ハ合計シテ三十幾人デアル、願ハクハ之ヲ一年五十人位派遺スルヤウニシテ貴ヒタイ、ソレハ昨年ノ練習生ニ對スル建議デアツタノガ、昨年三十一人派遣シタ、今年出シタノハ豫算デハ二十二人派遺スル積ト云フ位ナ説明ガ出テ居リマスガ、實際ハ十二三人外派遣ハ出来ナイ、吾々ハドウカ人選ヲ宜クシテ貴ヒタイ、貞イ人ヲヤツテ貴ヒタイ、又ヤル時分ニハソレド、一人前ノ入費ヲ多クヤツテ貴ヒタイト云ツタ所ガ、幾ラカ入費ヲ増シテ吳レルト云フケレドモ、唯人數ニ於テ其派遣スル地方ニ於テ、ント前年通ニモ行カズシテ、吾々ノ建議ガアルニモ拘ラズ、却テ其數ガ減シタ云フノハ意外千萬デアル、斯様ナコトヲセラレテハ困ル、一方ノ海外視察ノ方ハ視察費トシテ三万九千圓、今年ハ三万四千圓ヲ出シテ居ル、此タ數ヨリ今年減シテ居ルト云フニ至リテハ、吾々ノ建議ノ趣意且ツ全國各地ノ此商工業ノ發達ヲ企圖スルト云フ點カラ云ヘバ、一方ノ國家ノ經濟カラ論ジテ見テモ、輸出入ノ不平均ハ甚シイ、輸出ヲシテ増加セシムルニハ、何ヲ以テ其基礎トスベキカ、要スルニ商業ニ慣レタ者、工業ニ慣レタ者ガナケレバ、ナラス、其事ヲ爲スガタメニ年々金高ガ甚ダ些細ナモノデアツテ、其些細ナモノヲ以テ容易ニ大ナル利益ガ得ラレル、得ラレルト云フコトヲ農商務が怠ルト云フコトハ、農商務ノ本職面目何處ニ在ルカ、殆ド農商務大臣ハ唯此國家ノ此經濟ト云フコトニ附イテハ、考ヲ有テ居ラナイカト思フヤウナコトデアルカラ、提出者ガ即チ此催促ヲシテ所ノ建議案ヲ出シテ、更ニ委員會ヲ開キマシテ、政府ノ大臣又ハ

政府委員ニモ交渉シマシタガ、委員會ノ多數ノ望ム所提出者ノ望ム所ハ要スルニ政府ハ速ニ當議會ニ追加豫算ヲ出シテカラニ、幾人ノ生徒ヲ更ニ派遣スルダケノ準備ヲ執ラレタイト云フノガ、委員會ノ多數ノ一致ノ意見、又提出者ノ意見デゴザイマス、ドウカ其意味ヲ以テ諸君ニ於テハ満場一致ヲ以テ御贊成アランコトヲ希望シ併テ政府委員ニ望ム、願クハ是等ノコトヲ等閑ニ付セラレズシテ、速ニ相當ナル處置ヲセラレタイト云フコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番)此建議案ハ最モ必要デゴザイマス、又極急ニシナケレバナラスカラシテ、直チニ即決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君)採決致シマス、本案ニ附イテハ御異議アリマセヌカ(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ本案ハ可決シタモノト認メマス
讀事日程ノ第十三巴里萬國博覽會協賛費増加ノ建議案委員長報告、大塚常次郎君

第十三 巴里萬國博覽會協賛費増加ノ建議案

(委員長)
(大塚常次郎君演壇ニ登ル)

○大塚常次郎君(二百五十一番)巴里萬國博覽會協賛費増加ノ建議案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、諸君ニチヨット御断申シテ置キマスガ、全體私ハ氣管支ヲ煩ヒマシテ、斯ノ如キデゴザイマスカラ、今日ハ理事ニ此報道ヲ御頼申ス積デアリマシタガ、出席ガアリマセヌタメニ、私が申上ゲマスカラ、ドウゾ聲ノ立タナ所何カハ、宜シク御諒察ヲ請ヒマス、此委員會ハ一月十八日ニ開會致シマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シマシタノデゴザイマス、チ委員長ニ不肖、理事ニ林彦一君ガ當選ニナリマシタ、其後委員會ヲ開クニ當リマシテ、農商務大臣及次官等モ出席セラレマシテ、委員諸君ヨリ縷々質問ガアリ、又大臣次官等ヨリモ懇切ナル説明カゴザイマシタ、而シテ委員會ノ修正シタノハ三點アリマスル、第一ガ題名、第二ガ建議案ノ文章、第三ガ豫算金額デス、第一ガ「巴里萬國博覽會協賛費増加ノ建議案」トアリシヲ修正致シマシテ、「巴里萬國博覽會觀覽者渡航費補助ニ關スル建議案」ト改メタノデコザイマス、是ハ報告書ヲ印刷ノ際ニ此改正シタ點ガ脱漏ニナシテ居リマシタカラシテ、宜シク御了承ヲ請ヒマスル、第二建議案則チ最初ノ文章ハ是ハ諸君ノ御手許ヘ御回シ申シテ置キマシタカラシテ、此苦シイ聲デ申上げ正致シマシテ、「巴里萬國博覽會觀覽者渡航費補助ニ關スル建議案」ト改メタノデコザイマス、是ハ報告書ヲ印刷ノ際ニ此改正シタ點ガ脱漏ニナシテ居リマシタカラシテ、宜シク御了承ヲ請ヒマスル、第二建議案則チ最初ノ文章ハ是ハ諸君ノ御手許ヘ御回シ申シテ置キマシタカラシテ、此苦シイ聲デ申上げ正致シマシテ、「巴里萬國博覽會觀覽者渡航費補助ニ關スル建議案」ト改メタノデコザイマス、是ハ報告書ヲ印刷ノ際ニ此改正シタ點ガ脱漏ニナシテ居リマシタカラシテ、宜シク御了承ヲ請ヒマスル、第二建議案則チ最初ノ文章ハ

○工藤行幹君(二百七十九番)此七万圓ノ金額ハ、凡ソ一人ニ附キドノ位補助スルト云フ積デ、何人位ヤル積デアルカ、ソレカラヤル人ハ商工業者ニ限リテ居ルカ、或ハ若シ其他ノ人ヲ遺ルナラバ、ドウ云フ種類ノ者ヲヤルト云フ御考デアルカ、委員會デ御詮議ニナシタコトナラバ、承リタイ

○大塚常次郎君(二百五十一番)農商務大臣ノ意見ハ假ニ七万圓ト云フ目安ハ何處カラ起ツタカト云フト、假ニ五十人ヤルトスレバ、一人ニ千圓宛デ五万圓ニナル、ワレカラ通辯ガドウシテモ五人附ク、之ニ對シテ一万五千圓ハ要ル、其他是等ノ準備ヲスルニ四五千圓ハ掛ル、故ニ少クトモ是位ナ金ガナケレバ設備ガ出來ヌト云フ御尋デシタガ、此ハ近日來新聞紙上ニ議員ガ皆行クドウ云フ者ヲヤルト云フ御尋デシタガ、農商務大臣ノ考テゴザイマシタ、ワレカラシダ、分捕ダト云フ疇ガアリマシタガ、決シテサウ云フ主義デハナイ、之ニ對シテハ商工業者等ノ最モ相當ナル者ヲヤルト云フ考ヲ持ツテ居ルノデゴザリマス

○鰐島相政君(百六十一番)チヨット質問デゴザリマス、ドウモ唯今ノ委員長ノ御答辯デハ、去ル一月十五日本會ニ於テ第一讀會ノ際ニ提出者ノ一人早川龍介君ノ述ベラレマシタ趣意トハ、大變違フテ居リマスガ、サウ云フ風ニ委員會ニ於テ變更サレタノデアリマスカ、建議案ノ目的ニ大變變更ヲ來シテ居ルヤウデアリマス、尙ホ一例ヲ申シマスレバ、早川君ハ貴衆兩院ノ議員若クハ府縣會議員ノ中ヨリ年ヲ取タ者ヲ選ンデヤルト云フコトヲ明言サレテ居リマスガ、ワレハドウデス

○大塚常次郎君(二百五十一番)早川君ノ當初ノ意見ハ、唯今私ガ申シタ渡航協會カラ割出シタモノテアル、其渡航協會ノ方針ハ巴里萬國博覽會デ拘ヘタハ宜シイガ、日本人ガドシード行テ、恰モ田舎者ガ江戸見物ニ參ッタレウニ、馬喰町邊ニ來テマゴツイテ歸テ來ルヤウナコトデハイカヌ、故ニ巴里ノ都ニ相當ナ家屋ヲ借りテ俱樂部ヤウナモノニ拘ヘ、之ニ對シテ通辯ノ方ノ周旋モシ、免ニ角日本人ガ海外ニ行クテマゴツカナイヤウニシヤウト云フ設計デアクタ、ソコデ農商務大臣ノ意見ハ、ワレハ宜シイガ、免ニ角建議者ノ言フ通徹頭徹尾同意ガ出來ヌガ、併シ惡ルイコトデナシカラシテ大體ニ於テ贊成ヲスルト云フコトデアリマシタ、此設計ニ於テハ多少衝突ハアリマスケレドモ、免ニ角此案ヲ委員會デ通過シ、本會アモ此過過シナラバ、ワレノ豫算モ出ルデアリマセウカラ、其場合ニ於テ諸君ト共ニ論ク審議討論ヲシタ考デゴザリマス

○鮫島相政君(百六十一番)本員ハ實ハ反對ノ通告ヲ致シテ置キマシタガ、質問ノ結果演壇ニ登シテ喋々辯ズル必要モナイカ知レマセヌガ、尙ホ一言聞テ置キマス、即チ委員會デ決議ニナリマシタ五十名トカ百名トカ云フ人ヲ

英吉利語モ知ラズ、初テノ者ヲヤルト云フコトヲ提出者ノ一人ガ言レタコト
ガアリマスガ、此一ツヲチヨシト聞キタイノデス
○大塚常次郎君(二百五十一番)ソレハ先刻早川君ガ或ル縣會議員或ハ衆議
院議員ト云シタト云フコトガアリマシタガ、委員長ハ聞イタトハ思ヒマセヌ
笑聲起ルソコデ唯今ノ御説ノ如キハ此案ガ通過シマスレバ、相當ノ資格ア
ル者ヲ選擇シテ、例ヘバ渡航協會ト農商務ガ交渉シマスレバ、兩方デ適當ト見
テ者ヲ選定シテ、成ルベク日本ノ將來ニ利益ヲ齎スダケノ資格ヲ備ヘタ者ヲ
ヤルト云フ趣意デ、決議致シマシタカラ、マダ是ニノ條件ガ具備シタ者デナ
ケレバ、渡航セシメスト云フコトマテ論及シナカツタノデス、其豫算が出マ
レタトキニ御審議ニナランコトヲ望ミマス
○工藤行幹君(二百七十九番)質問ガ濟ンダナラバ、私ハ反對ノ意見ヲ
議長(片岡健吉君)通告ガアリマスカラ……
(城島相政君寅賣ニ登ル)

ノデゴザイマシテ、或ル一方カラハ相當ノ外國ニ族費ヲ拂ツテ参リマスル者ニ
便利ヲ與ヘヤウト云フコトガ、本案ノ成立チノ精神ニナツチ居ル、若シ例ヘ
バ十分ナ金ヲ持テ参リマシテモ、向フヘ參リマスレバ通辯等ニ不便ガ起テ
致シタナラバ、大層利益ガ多カラウト云フノデ、起シテ居リマスルノデ、唯
今委員長ガ申サレマシタノハ、農商務省デハ金ヲ割ツテヤルガ宜イト云フヤ
ウナ説ガアリマシタガ、ソレハ私ハ甚ダ宜シクナカラウト存ジマスル、兎ニ
角本案ヲ御質問下サレマシテ、農商務省ガ此議案ヲ提出ニナリマシタ時分ニ、
其實際ヲ十分御調査下サレマシテ、若シソレガ惡ルウゴザイマシタレバ、無
論御否決下サルコトハ敢テ私共一向差支ゴザイマセヌ、故ニ本建議案ダケハ
ドウゾ御通過アランコトヲ希望致シマス

○ 細島相政君演壇ニ登ル
〔細島相政君演壇ニ登ル〕
本員ハ此建議案ニ附キマシテハ、絕對的ニ反對ヲ致ス者アリマシテ、色々反対ノ議論モ申述べヤウト思テ居リマシタガ、唯今委員長ノ報告ニ依シテ、段々質問ヲシテ見マスルト、丁度御聽ノ通ノ始末デアリマス、我國ハ今日財政ガ困難デアルカ、ドウデアルカト云フコトヲ考ヘテ見タナラバ、上下共ニ舉シテ焦眉ノ急トレテ居ル所ノ文部ノ八年計畫ハドウデアル、八年計畫ハ愚カ、一年計畫デスラ遂行スルコトが出來ヌチヤ

〔「討論終決」ノ聲起ル〕
○議長(片岡健吉君) 賛成者ガアリマスカラ、討論終結ニ就イテ採決ヲ致シ
マス、討論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 多數

唯今委員長ノ報告ニ依リテ、段々質問ヲシテ見マスルト、丁度御聽ノ通ノ始末デアリマス、我國ハ今日財政ガ困難デアルカ、ドウデアルカト云フコトヲ考ヘテ見タラバ、上下共ニ舉リテ焦眉ノ急トシテ居ル所ノ文部ノ八年計畫ハドウデアル、八年計畫ハ愚カ、一年計畫デスラ遂行スルコトガ出來ヌヂヤナイカ、ソレカラ又諸種ノ法律ノ結果カラシテ、我國ニ數多ノ區裁判所ヲ増設シナケレバ、民事刑事ノ訴訟ニ極メテ一般人民ガ十五里モ二十里モアル所マデ出歩ケテ守カナケレバ用が足ラヌト云フノデ、皆不便ヲ感シツ、アルノデ

○議長(片岡健吉君) 多數デアリマス、是ヨリ採決ヲ致シマス、初二此委員會ノ修正說ニ附イテ贊否ノ採決ヲ致シマス、委員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

アル若シ此七万圓ノ金ガ賸余粉ニ加テ餉荷ガ万ルナハ、此金ニ交番管事ノニヤタナラバ、裕ニ一高等學校位ハ出來ルニ違ヒナイ、又ワレガイヤナラバ、司法省ニヤタナラバ、七万圓モアレバ一三箇所ノ區裁判所ハ立派ニ出來ルノアル、幾百名ノ生徒ノ不幸ヲ救ヒ幾千万ノ人民ノ不便ヲ解クト云フノト、斯ル滑稽染ミタ博覽會見物費マデ我四千万人民ニ負擔セシメヤウト云フコト、ヲ比較シタナラバ、其利害得失ハドウデゴザリマセウ、(ヒヤ)ト呼フ者アリモウ言ハズシテ分り切ッタコトデアル、政費節減、民力休養ト云フ上カラ云ヘバ、勿論積極主義積極主義ト言ッテモ、此ノ如キ積極主義ノ範圍ヲ脱シ、

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス
○鰯島相政君(百一十一番) 高等學校復舊建議案ノ委員會ヲ開キタウゴザイ
マスカラ御許願ヒマス
○議長(片岡健吉君) 鰯島相政君カラ高等學校復舊ノ建議案ノ委員會ヲ開キ
タイト云フコトデゴザイマスガ、許シテ御異議アリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス、議事日程ノ第
十四日本花廷業補助建議案

第十四 日本花旗業補助建議案(井上角五郎君外十二名提出)

日本花旗業補助建議案

○議長(片岡健吉君) 早川龍介君
○早川龍介君(一一百八十四番) 私ハ演壇マデ參リマセヌ、簡短ニチヨツト申
シテ置キマスガ
〔モウ止メタマヘ〕ト呼ヒ又〔演壇々々〕ト呼フ者アリ

日本花旗業貿易通譯案
花旗ハ明治十四年頃始メテ輸出ヲ試ミタル以來爾後數年間急速ノ進歩ヲ爲シ明治二十七八年頃ハ其ノ產地廣島岡山兵庫福岡大分滋賀高知愛媛香川等諸縣ニ於テ一箇年產額五十餘万本四百六十餘万本ニ達シ我國輸出品中重

○早川龍介君(二百八十四番) チヨット申上ゲテ置カネバナラヌト思ヒマスガ、唯今速記録ノ中ニ年寄トカ申スコトガ載ッテ居タト云フコトデゴザイマスガ、決シテソレハ其若シソレガ載ッテ居リマスレバ、私ノ意思ト大キニ背キマスルノデ、御承知ノ通ニ是マデ多ク外國ヘ參リマスル人ガ、大抵ハ外國ニ是マデ永ク遊ンデ居リマシタ人ガ詰リ往ッテ見ルヤウナコトニナッテ居リマスルカラ、成ルベクハ實地ノ上ニ十分ナ力ノアリマスル、實地ノ仕事ノ上ニ十分ナ其人ノ意見ノ行レマスルヤウナ人ガ、參ッテ見タラ宜カラウト云

只一二其ノ形ヲ存スルミニシテ尙其ノ自營ニ苦ミ居レリ故ニ今エシテ之カ救濟ノ法ヲ講スルニ非サレハ斯業ハ到底隆盛ノ境ニ進ムヲ得サルノミナラス或ハ廢滅ニ歸スルノ不幸ナシトセサルナリ此ノ際當局者ハ花蓮業組合聯合會ニ向テ極當ノ保護ヲ與ヘ一方ニハ組合聯合會ノ維持ヲ助ケ他方ニハ専門ノ士ヲ海外ニ派シテ充分ノ取調ヲナサシメ滋々販路ヲ擴張シ輸出ノ隆盛ヲ計ラサルヘカラサルモノト認ム故ニ政府ハ花蓮業組合聯合會ニ相當ノ補助ヲ與ヘムコトヲ望ム

右建議
○井上角五郎君(百八十四番) 議長
○議長(片岡健吉君) 井上角五郎君
(井上角五郎君演壇ニ登ル)

〔簡短々々ト呼フ者アリ〕

○井上角五郎君(百八十四番) 諸君、日本花蓮業組合ヲ補助致シマスコトニ
附イテノ建議案ヲ提出致シマシタル理由ヲ述ベヤウト心得マス、最早時間モ
相當ニ經テ居リマステ、極簡短ニ致シタイト心得マスノデスガ、併シ花蓮業
ノ如キハ此日本ノ輸出入、即チ海外へ輸出スル所ノ品物トシテハ相當ニ重要
ナル品物デアルニモ拘ラズ、其花蓮業ナルモノ、性質ヲ御承知ナシノ御方
ガ多イト心得マスカラ、ドウカ十分間バカリハ時間ヲ拜借致シタイト心得テ
居リマス此花蓮業即チ花蓮ヲ海外ニ輸出ヲ試ミタノハ、既二十年前ノコト
デゴザリマスルガ、丁度支那戰爭ノ當時頃ガ最モ盛ニ海外へ輸出セラレ、其
後或ハ粗製ノモノガ出來、又色ニノ事情ニ依リマシテ、唯今ノ所デノ輸出高
ハ戰爭當時ニ較ベマスレバ、少シ減ツテ居リマスガ、併シソレモ一本ノ代
價ガ四十万本カラ五十万本出テ居ル、一年ニ四十万本カラ五十万本出テ居
ル、其四十万本五十万本ト云フノハ、一本ガ平均七圓位ノ神戸ノ賣直、神戸
デ西洋人ニ賣渡シマス直ガ一本七圓位、即チ四十万本トシテ二百八十万圓、
五十万本トスレバ三百五十万圓、大凡三百万圓乃至四百万圓足ズ位ノ輸出高
アル、其輸出ヲスル所ノ即チ花蓮ナルモノヲ製造スル產地ハ何處デアルカ
ト云フト、廣島ガ最モ多イ、岡山、又是ガ多イ、兵庫、ソレカラ近頃ニ於キ
マシチハ、殊ニ大分、福岡、香川、愛媛、德島、石川大變ニ此花蓮業ガ
發達致シマシテ、就中此福岡縣环ト云フモノ、發達ノ度ハ非常ニ盛デアル、
詰リ大分、福岡、香川、愛媛、德島、大阪、石川、高知、靜岡、大概此處ニ
ハ一縣テ十萬圓以上ノモノヲ出シテ居リマス、其外各縣ニ漸次此花蓮業ガ行
レテ來テ、就中青森縣环デモ此頃ハ既ニ出來出シタ、青森縣环デモト云ヒマ
スノハ氣候ノ點カラ申シマスノデ、此花蓮ノ原料即チ蘭草、ト申シマスモノ
ハ元ト暑イ所デハ出來過ギテイケナイ、寒イ所デハドウシテモ出來ナイ、寒
イ所デハ成長シナイ、暑イ所デハ成長シ過ギテイケナイト云フコトデ、疊表
ト言ヘバ備後ニ限ル、備後表ト云フハ能ク諸君ノ承知セラレテ居リマスモノ
デゴザイマセウ、然ルニ今ハ九州ニ於テモ其原料が出來、又其他石川縣デモ
出來ル、靜岡縣遠州地方ノ如キハ就中盛ニ此蘭草が出來テ來テ、近頃北
海道岩見澤近邊デモ出來ルシ、青森縣デモ出來ル、現ニ近頃青森縣デ花蓮ヲ
蘭草所ノ機械ヲ製造シテ、特許ヲ得ト云フ今日ノ有様デゴザイマス、又此
蘭草ト申シマスル草ハ、ドンナモノカト云フト田ノ米ヲ刈ッテ其空イテ居ル
所ニ植エテ置イテ、丁度稻ヲ植付ケル時分ニハ刈ッテ取ル草、ソレデアルカ
ラ此田デ――水田デ(ソンナ馬鹿ナコトガアルモノカト呼フ者アリ)イヤ馬
鹿ナコトガアルノデス、其通ナシデス、水田デ此麥作ノ出来ナイ所デ能ク
之ガ作レルノデ、サウ云フヤウナモノデアッテ、又此産ヲ織ルト云フ業ハ、
或ハ菰ヲ織リ、蓆ヲ織ガ如ク、農家ガ極簡略ナル機械ヲ以テ、銘々其家デ
織ルコトガ出來ル、實ニ農家ノ暇仕事トシテ甚ダ都合ノ好イ仕事ニアッテ、
サウシテ其蘭ト云フモノハ、今ノヤウナ風ニ出來ル、ソレガ又全國各地ニ能
ク適スルト云フコトガ今日デハ明ニナクテ來タ、其物ガ而モ一年三百万乃至
四百万近タマデ輸出ガアルト云フノニ、然ルニ其取締方ハ如何デアルカト云
ヘバ、當局者ハ是マデ之ニ力ヲ用ヒズ、又各縣ソレく組合ナルモノガゴザ
イマスケレドモ、何分ニモ此組合ガ十分ノ整頓シナイモノダカラ、粗製品ト

云フモノガ甚ダ多クテ、詰リ戰爭當時ハ五百万近ク輸出シタモノガ、今ハ百
万乃至百五十万モ其當時ヨリハ減ツテ居ルト云フノハ、粗製品ノタメニ左様
ニ減ツテ居ルト云フコトデ、兵庫縣ニ於キマシテハ、即チ外國人ハ兵庫縣デ
検査シタモノデナケレバ買ハナイト云フ、又兵庫縣デハ検査シタモノデナク
テハ賣ラセナイト云フコトデ、總テ各地カラ神戸ヘ持ツテ來テ、之ヲ賣出ス
ノヲ皆神戸デ検査スルコトニ致シマシタ、ソレデ幾ラカ此聲價ヲ回復シタリ
ト云フトキニ方ッテ、全國ノ花蓮業組合ト云フモノガ大ニ奮發シテ、即チ聯
合シタル所ノ日本全國ノ花蓮業者ガ、聯合シタル所ノ聯合會ト云フモノヲ組
織シタ、其組織シタル所ノモノハ、唯今ノ所アハ、組織シタル入費ハ廣島縣カ
岡山縣、兵庫縣、唯此三縣ノミカラ入費ヲ出シテ居リマスルガ、併シ花蓮業者
ハ花蓮ヲ拵ヘテ神戸ヘ持ツテ來ル、検査ヲ受ケル、必ズ一本ニ附イテ幾ラ
カズ、検査料ヲ拂ツテ居ルカラ、事務所費トカ或ハ何ノ費用ト云フモノハ、
三縣デ支出シテ居ルガ、併シ大體ノ費用ト云フモノハ、前申ス所ノ十數縣カ
ラ各出シテ居ル割合ニ成ツテ居ル、所ガ今ヤ私共ガ茲ニ建議致レマスト云
フノハ、凡ソ今後五箇年即チ今年ヲ初トシテ五箇年、一年ニ五万圓宛ノ入費ガ
得タイ、一年五万圓ノ入費ヲ得テ如何ナルコトヲスルカト云ヘバ、検査ヲ十分
ニシタリ、又事務所モ設ケタリ、海外ニ向ツテ廣告モシテ見タリ、ソレカラ
販路擴張ノタメニハ其他色ニノコトノタメニハ、海外へ人モ出シテ見タリ、
色ニ是等ノ取調ラシテカラニ、是程ノ仕事ヲ農家ガ容易ニ暇ヲ以テヤリ得ル
仕事ト云フモノヲ、大ニ發達シテ見タリ、即チ一箇年五万圓ノ入費ヲ以テ、
ラト云フ検査費用ヲ取立テルノデ、合計二万圓ハ金ガ這入ツテ來ル、五万圓
ノ支出豫算ト致シテ、二万圓位ハ這入ツテ來ル所ノ金ガアル、就イテハドウ
カ今年ヲ初トシテ、五箇年間三万圓宛ノ補助ヲシテ貰ヒタメイト云フノガ、是
ガ即チ本案ヲ提出シタル所ノ大體ノ趣意デゴザイマス、先刻モ丁度是ニ類シ
タル所ノ案ノ委員會ノ結果ヲ報告シテ諸君ニ申上げマシタ如クニ、今我邦ニ
於テ何ガ大切ナリ、何ガ必要ナリヤト云ヒマシタラバ、必ズ諸君ハ色々ニ
ニ考ヘテ見タ所ノ、最終ノ結果トシテハ、此輸出入ノ不平均ヲシテ如何ニシ
テ平均ナラシメ、輸入ハ如何ニシテ之ヲ防ダベキ、輸出ハ如何ニシテ増スベキ
ヤ、平時ニ海外各國ト利益ノ競争ニ於テハ、ドノヤウナ手段ヲ採ルベキデア
ラウカト云フコトニ必ズ思ヒ到ラレルニ相違ナイ、即チ思ヒ到ツテ居ル、居
ルナラバ是ダケノ金ヲ以テ、是ダケ輸出ノアル、此年ニ五百万圓ノ輸出アル
モノニ國庫ガ三万ノ補助ヲスル位ナコトハ、之ヲ唱ヘルニ於テ實ニ當然ナル
要求ヲ爲シテ居ルモノト思ヒマスルシ、又諸君御贊成下サルコトニ決シテ御
臨堵ナサルベキデハナカラウト思フ、併テ吾々ハ即チ當局者政府ノ人ニ望
ムモスレバ當局者曰ク、ドウモ財政ノ都合ガ成ラヌ、何ダ財政ノ都合、
何千万何百万ト云フ此金高ニ於テ、又何万人何千人ト云フ人ノ使ヒ方ニ於テ、
頓ト平氣ナ人ガ三万圓トカ或ハ一万圓トカ云フ、是等而モ其依シテ起ル所
ノ結果ヲ考ヘレバ、相當ニ莫大ナルモノヲバ、財政ノ都合ガト云フ、一點張ヲ
以テ拒絶セラレル如キ、當局者ハ實ニ國家ノ生存上ニ向ツテ親切ナラズト云
フ言葉ヲ免レ得ナイコトデアラウト思ヒマス、ドウカ私ハ今日カラ望ム、今
日以後此案ヲ初トシテ御親切ニナリタイト云フコトヲ茲ニ希望致シタリ思
ヒマス、ドウカ諸君モ御贊成下サシテ、早ヤ議會モ日モ短イコトデゴザイマ
スカラ、成ルベク此際ニ於テ之ヲ可決セラレテ、此議會ニ於テ追加豫算ノ出ル
ヤウ御運ビアルコトヲ希望致シマス

三三〇

○議長(片岡健吉君) 贊否ノ採決ヲ致シマス
○工藤行幹君(二百七十九番) 私ハ反対ノ演説ヲ致シマス
○恵松隆慶君(百四十三番) 委員付託ガ宜シウゴザイマス、委員付託ノ先決問題ヲ出します

○議長（片岡健吉君）ソレデハ委員付託ニ賛成ガアリマス、是ハ先決問題ニナリマスカラ、是ヨリ採決致シマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此委員ハ九名ヲ議長ガ指名致シマシ
テ、御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシト乎フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、是ヨリ報告ヲ致シマス

〔書記朗讀〕
政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
私設鐵道法案

鐵道營業法案
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
從軍所開拓者ニ關スレ建議案

提出者 西原小栗 貞清 東君 龍介君 早川市 彰一君 栗原亮一君 加藤政之助君

田口卯吉君 野間五造君
望月長夫君山田武君關信之介君西原清東君東良三郎君ヨリ民事訴訟法施行
條例中改正法律案ヲ撤回スル旨申出ラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ
重罪控訴豫納金規則廢止法律案外二件
委員長 山内吉郎兵衛君
理事 丸山嵯峨一郎君

特別委員左ノ通り指定セリ
關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案
左宗^恭爾君告右蒿門君

蟲害地地租特別處分法案	三輪傳七君	高田口卯吉君	栗原亮一君
野間豊五郎君	高津雅雄君	松尾又雄君	西林良太君

木村 誓太郎君
星野 甚右衛門君
串本 康三君
中花井 馬尙經君
中埜 廣太郎君
下飯坂權三郎君
高岡 忠郷君
齋藤 安雄君

北海道水產稅則廢止法律案
大津淳一郎君
國重政亮君
藤野辰次郎君
井上信八君
杉田定一君
工藤行幹君

殖林ノ爲設定シタル地上權登記ニ關スル法律案	長坂 重孝君	征矢野 半彌君	堀尾 茂助君
本間 直君	山田 喜之助君	阿部 興人君	

○議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス	第十五 (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)	伊豆國神津島漁港修築費ノ國庫補助ニ關スル建議案 (高木正年提出)	水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案 (恒慶提出)	第十一名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 (稻垣不提出)	第十二 鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 (菅野善右提出)	第十三 離島航海補助ニ關スル建議案 (七名提出)	第十四 (特別報告第四號) 民法第二百七十八條修正 (請願提出)	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)
○議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)	伊豆國神津島漁港修築費ノ國庫補助ニ關スル建議案 (高木正年提出)	水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案 (恒慶提出)	第十一名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 (稻垣不提出)	第十二 鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 (菅野善右提出)	第十三 離島航海補助ニ關スル建議案 (七名提出)	第十四 (特別報告第四號) 民法第二百七十八條修正 (請願提出)	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)
○議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)	伊豆國神津島漁港修築費ノ國庫補助ニ關スル建議案 (高木正年提出)	水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案 (恒慶提出)	第十一名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 (稻垣不提出)	第十二 鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 (菅野善右提出)	第十三 離島航海補助ニ關スル建議案 (七名提出)	第十四 (特別報告第四號) 民法第二百七十八條修正 (請願提出)	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)
○議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)	伊豆國神津島漁港修築費ノ國庫補助ニ關スル建議案 (高木正年提出)	水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案 (恒慶提出)	第十一名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 (稻垣不提出)	第十二 鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 (菅野善右提出)	第十三 離島航海補助ニ關スル建議案 (七名提出)	第十四 (特別報告第四號) 民法第二百七十八條修正 (請願提出)	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)
○議長(片岡健吉君) 今日ハ是ニテ散會致シマス	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)	伊豆國神津島漁港修築費ノ國庫補助ニ關スル建議案 (高木正年提出)	水產銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案 (恒慶提出)	第十一名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 (稻垣不提出)	第十二 鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 (菅野善右提出)	第十三 離島航海補助ニ關スル建議案 (七名提出)	第十四 (特別報告第四號) 民法第二百七十八條修正 (請願提出)	第十五 (請願) (特別報告第五號) 在外賣淫婦取締法制定 (委員長報告)